

三重県備蓄・調達基本方針

令和元年6月

三 重 県

目次

I 総則	1
1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
II 基本的な考え方	2
1 自助・共助による備蓄にかかる基本的な考え方	2
2 公助による備蓄・調達にかかる基本的な考え方	3
III 公助による備蓄・調達目標	4
1 備蓄・調達目標を定める上での想定災害	4
2 対象者	4
3 対象期間	4
4 備蓄・調達すべき重要品目	5
5 公的備蓄・調達目標の算出方法及び役割分担	8
IV 今後の取組	10
1 備蓄意識向上のための取組の促進	10
2 情報の共有	10
3 備蓄・調達の推進	10
4 備蓄物資の更新	10
5 協定の実効性確保	10
6 物資の受入及び供給体制の構築	11
7 基本方針の見直し	11
参考資料	12

I 総則

1 策定の目的

災害時の備蓄は、国の防災基本計画などで示されている「自らの身の安全は自らが守る」という自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料や飲料水、生活必需品等を予め確保しておくことを基本とする。そのうえで、公助による備蓄及び調達、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する役割を担うものである。

しかしながら、南海トラフ地震等による大規模災害発生時には、発災後数日間は物流機能の停止等に伴い、被災地域内での自立的な物資の供給体制を築くことが必要になると想定され、県民や事業所等、市町及び県の各主体が連携・協力して物資の確保にあたる必要がある。

このため、平成 27 年度に策定した「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を踏まえつつ、公助による備蓄・調達の必要量と役割を明確にして、県と市町が発災初期において生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達体制の充実に取り組んでいくことを目的とする。

2 用語の定義

本方針において用いる主な用語の定義については、以下のとおりとする。

用語	定義
緊急物資	災害発生時に、日常生活に支障を来した被災者に地方公共団体が供給する備蓄物資または調達物資をいう。
備蓄物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり備蓄する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。
調達物資	災害に備え、事業所、地方公共団体等が民間事業者等とあらかじめ協定等を結び調達する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。また、地方公共団体が他の地方公共団体とあらかじめ協定等を結び調達する物資等も含まれる。 協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じる。
公的備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて自ら主体となり行う物資等の備蓄（流通備蓄も含む）をいう。
流通備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。

参考：総務省消防庁「緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方」（平成 18 年 3 月）を基に作成

II 基本的な考え方

1 自助・共助による備蓄にかかる基本的な考え方

発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、住民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資等を備蓄しておくことが最も重要である。

(1) 家庭における備蓄

- ・大規模災害の発災初期には、物流機能が停止し必要な物資を購入できない可能性が高く、また、市町や県からの緊急物資もすぐには届かないことが想定されるため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵、ローリングストック法の活用も含め、食料や飲料水など避難生活に必要な物資について3日以上分の備蓄に努める。

[ローリングストック法]

ローリングストックとは、日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、有事の際には非常食として活用する方法。メリットとして、備蓄食料の賞味期限切れを防ぐことができ、日頃から食べ慣れたものを非常食とすることができる。

- ・家庭の状況に応じて特別に必要な物資については、それぞれで確保に留意する。例えば、高齢者や乳幼児、障がい者等の要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、育児用調製粉乳、哺乳瓶等の確保に努める。また、アレルギーのある家族がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料品等の確保に努める。

(2) 事業所等における備蓄

勤務時間中に大規模災害が発生した直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置くことも必要である。このため、事業者は従業員等の食料や飲料水等の備蓄に努める。なお、集客機能を有する事業所においては、来場者の一時的な滞留を想定した食料や飲料水等の備蓄を検討する必要がある。

(3) 自主防災組織等による備蓄

避難所等の避難先に地域住民用の備蓄をまとめて保管し、共助の観点から自助による備蓄を補完するよう努める。家庭における備蓄物資の保管場所については、各家庭での確保が基本ではあるが、被災状況により備蓄物資の持ち出しが困難な場合を想定して、耐震性が確保された建物や津波等の浸水の影響がない場所を考慮したうえ、共同保管場所の確保等を検討することが望ましい。

2 公助による備蓄・調達にかかる基本的な考え方

県及び市町は、発災直後から災害に伴う被害の情報を収集し、被害状況や避難者数に応じて緊急物資の供給を行えるよう、平時から準備しておく。準備にあたっては、被害想定や協定締結先の供給可能物資など、様々な情報を考慮したうえで、避難者のニーズを捉え、迅速に供給できるよう努めるものとする。

(1) 県及び市町による備蓄・調達

ア 県の役割

県は、広域地方公共団体として、市町と協力しながら食料や飲料水、生活必需品の供給を行うものとする。

また、広域的かつ大規模な災害の場合、道路寸断や通信障害、民間協定事業者の物流拠点の被災等により調達物資を必要量確保できない恐れがあること、また、家屋倒壊・流出により家庭における備蓄物資が使えなくなる場合等が想定されることを踏まえ、県は、被災者の生活への影響を最小限に抑えるために「セーフティネット」としての役割を担うこととし、発災初期における必要物資について一定量の備蓄を行う。

[セーフティネット]

大規模災害発生時の不測の事態により緊急物資を供給又は確保できなくなった場合に備え、被災者の生活への影響を最小限に抑えるための役割。

不測の事態としては、孤立地域の発生や物流機能の停止等を想定。

イ 市町の役割

市町は、基礎自治体として、被災者への食料や飲料水、生活必需品を供給する役割を担うものとし、自助・共助により賄われる備蓄物資を補完するため、備蓄・調達を行う。

(2) 流通備蓄

ア 県による流通備蓄

広域で事業を展開している企業等については、1つの企業が、県や市町と複数の協定を締結している場合がある。このため、災害時に窓口が混乱しないよう、県が中心になり市町と連携しながら、県内外の民間事業者等と調整のうえ物資を調達する。また、平時から調達物資を確保できる体制整備を行う。

イ 市町による流通備蓄

各市町は可能な限り、地域内の店舗や生産工場など、物資の運搬が容易な地域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。地域外の民間事業者等からの調達については、窓口が混乱しないよう、県と連携し調整する。また、平時から調達物資を確保できる体制整備を行う。

Ⅲ 公助による備蓄・調達目標

備蓄・調達について、平時から県と市町が連携して目標を定め、災害時に備えておくことは重要である。本方針では、最低限必要な事項について考え方を示し、県及び市町は備蓄・調達目標を設定することとする。

ただし、各市町が備蓄・調達目標を設定するにあたり、本方針で示す考え方が地域の実態にそぐわない場合は、状況に応じて必要な項目を設定することも可能である。

- ・想定災害（内陸直下型地震を含めた想定災害の選定）
- ・対象者（観光客や帰宅困難者の捉え方）
- ・重要品目（地域の実態に応じた重要品目の選定）
- ・公的備蓄・調達目標の算出方法（自助・共助による備蓄の割合、各種人口比率）

1 備蓄・調達目標を定める上での想定災害

今後 30 年以内の発生確率が 70%から 80%程度といわれており、三重県内に甚大な被害をもたらす恐れのある「南海トラフ地震」を想定する。また、過去最大クラスの南海トラフ地震は、ハード・ソフト両面から行政が直ちに取組みなければならない地震・津波対策の基本となることを踏まえ、備蓄・調達目標の設定として、過去最大クラスを想定する。

- ・過去最大クラスの地震は、ハード・ソフト両面から行政が直ちに取組みなければならない地震・津波対策の基本となるものである。
- ・なお、理論上最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものである。

（三重県新地震・津波対策行動計画から抜粋）

2 対象者

南海トラフ地震等による大規模災害発生時には、避難所避難者はもとより、避難所外避難者への対応も考えなければならない。

国からのプッシュ型支援では、食料の必要量は、避難所避難者数に 1.2*を乗じることにより、避難所避難者以外の食料需要を想定している。

県としては、この 1.2 の係数を食料以外にも適用して、車中避難や軒先避難等の避難所外避難者も含めて対象者と捉える。

* 阪神・淡路大震災等、過去の災害経験から避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。

3 対象期間

国が定める「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）では、国からのプッシュ型支援は、遅くとも発災後 3 日

目までに、対象府県の広域物資輸送拠点に対して届けられるとされており、4日目には被災者に届けられると想定する。

そのため、災害発生から最低3日間は、被災地域内で避難生活に必要な物資を確保する等、被災地域内で自立することが求められる。こうした状況の中で必要な物資を確保するためには、公助による備蓄・調達にかかる役割分担の整理が不可欠である。

このことから、発災から3日間を想定した公助による備蓄・調達のあり方について整理するものとする。

4 備蓄・調達すべき重要品目

被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要であり、大量の需要が見込まれる物資や個々の被災者では入手が困難な物資を基本とし、過去の大規模災害での需要等を踏まえ、具体計画に定めるプッシュ型支援の8品目（食料、毛布、育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）に、飲料水、哺乳瓶を加えた計10品目を、備蓄・調達を考えるうえでの重要品目と位置付ける。

(1) 食料

- ・発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な食料の備蓄・調達を図る。
- ・1人あたり1日3食を基本とする。ただし、備蓄目標の達成には期間と費用を要する場合もあることから、まずは2食、次に3食の2段階の目標設定とすることも考えられる。
- ・品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患や要配慮者への対応等も配慮のうえ、なるべく汎用性の高いものを選定する。

(2) 育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルク

- ・乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、乳児用の育児用調製粉乳の備蓄・調達を図る。ただし、母乳栄養のみの乳児分を除く。
- ・0歳児を対象とし、育児用調製粉乳は1人1日あたり140gを、乳児用液体ミルクは1ℓを基本とする。(具体計画)
- ・一定数は食物アレルギー疾患への対応等にも配慮のうえ、備蓄・調達を行う。

(3) 哺乳瓶

- ・乳児の生活に欠かせない物資として、育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルクとあわせて哺乳瓶の備蓄・調達を図る。ただし、母乳栄養のみの乳児分を除く。
- ・衛生面を考慮し、使い捨て哺乳瓶を備蓄・調達することが望ましい。
- ・0歳児を対象とし、1人1日あたり5本（使い捨て哺乳瓶）を基本とする。

(育児用調製粉乳 1日 140g / 1回 28g = 1日 5回)
(乳児用液体ミルク 1日 1ℓ / 1回 200ml = 1日 5回)

(4) 毛布等

- ・ 発災初期に体を保温できる物資として毛布やアルミシート等の備蓄・調達を図る。
- ・ 具体計画で示されているように1人あたり2枚が理想であるが、保管スペースや費用を考慮し、1人あたり1枚を基本とする。

(5) 乳児・小児用おむつ

- ・ 乳児・小児の生活に欠かせない物資として乳児・小児用おむつの備蓄・調達を図る。
- ・ 0~2歳児を対象とし、1人1日あたり8枚を基本とする。(具体計画)

(6) 大人用おむつ

- ・ 介護を要する高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつの備蓄・調達を図る。
- ・ 1人1日あたり8枚を基本とする。(具体計画)

(7) 生理用品

- ・ 女性の生活に欠かせない物資として生理用品の備蓄・調達を図る。
- ・ 1人1日あたり5枚を基本とする。(日衛連NEWS No.78を参考)

(8) 携帯・簡易トイレ

- ・ 災害時には上水道や下水道施設の破損等により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯・簡易トイレの備蓄・調達を図る。なお、マンホールトイレの整備等のハード対策も考慮したうえで、備蓄・調達を行う。
- ・ 1人1日あたり5回を基本とする。(具体計画)
- ・ マンホールトイレ等の整備にあたっては、1人1日当たりのし尿の発生量の目安を1.5Lとする。(300ml×5回)(H28.4内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」)

(9) トイレトーパー

- ・ トイレの使用に付随して必要となるトイレトーパーの備蓄・調達を図る。
- ・ 1人1日あたり0.18巻を基本とする。(具体計画) (「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算)

(10) 飲料水

- ・ 飲料水については、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急

貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。」としている。(具体計画)

- ・このことから、基本的には応急給水により対応することとする。ただし、配水池等の緊急遮断弁等の設置による災害時用確保可能水量の状況や、給水車、給水袋等による被災者への供給方法等を十分考慮したうえで、必要に応じて別途備蓄・調達を図る。
- ・1人1日あたり3Lを基本とする。(具体計画)
- ・長期間保存する水の水質によっては、乳児に適しない場合があるため、育児用調製粉乳用の水への対応を図る。

○発災後3日間における県全体（自助・共助・公助）の必要量

品目	算出式
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×3食/人/日×3日間
育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルク	<ul style="list-style-type: none"> ・育児用調製粉乳 避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×0歳人口比率^{*1}×混合栄養及び人工栄養比率^{*2}×140g/人/日×3日間 ・乳児用液体ミルク 避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×0歳人口比率^{*1}×混合栄養及び人工栄養比率^{*2}×1ℓ/人/日×3日間
哺乳瓶	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×0歳人口比率 ^{*1} ×混合栄養及び人工栄養比率 ^{*2} ×5本/人/日×3日間
毛布等	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×1枚
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×0～2歳人口比率 ^{*3} ×8枚/人/日×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×必要者割合 ^{*4} ×8枚/人/日×3日間
生理用品	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×12～51歳女性人口比率 ^{*5} ×月経周期 ^{*5} ×5枚/人/日×3日間
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×上水道支障率 ^{*6} ×5回/人/日×3日間
トイレットペーパー	避難所避難者数×1.2（避難所外避難者を想定）×0.18巻/人/日 ^{*7} ×3日間
飲料水	断水人口 ^{*8} ×3L/人/日×3日間

- * 1 0歳人口比率…三重県0.7%（平成27年国勢調査）
- * 2 混合栄養及び人工栄養比率…45.3%（厚生労働省平成27年度乳幼児栄養調査）
- * 3 0～2歳人口比率…三重県2.3%（平成27年国勢調査）
- * 4 必要者割合の係数…0.005（具体計画）※避難所避難者における要介護高齢者を想定
- * 5 12～51歳女性を対象とし、月経周期は5/32日とする。（日本産婦人科学会編著「女と男のデクショナリー」）
12～51歳女性人口比率…三重県22.1%（平成27年国勢調査）
- * 6 上水道支障率…三重県95%（平成25年度三重県地震被害想定結果）

- * 7 トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数…経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- * 8 断水人口…三重県全人口の95%（平成25年度三重県地震被害想定結果）

5 公的備蓄・調達目標の算出方法及び役割分担

(1) 算出方法

公的備蓄・調達目標の算出方法は、発災後3日間における県全体（自助・共助・公助）の必要量から自助・共助による備蓄を除いたものとする。

なお、自助・共助による備蓄の割合は、県全体としての公的備蓄・調達目標の算出においては、平成28年度三重県「防災に関する県民意識調査」結果等を踏まえ、30%と想定する。ただし、各市町が地域の実態を踏まえて自助・共助による備蓄の割合を設定することも可能である。

○発災後3日間における県全体の公的備蓄・調達可能状況（平成28年10月時点）

〔避難所避難者数を267,000人（南海トラフ地震・過去最大クラス）として計算。
（平成25年度三重県地震被害想定結果）〕

	単位	県全体(自助・共助・公助)の必要量(A)	自助・共助による備蓄量(全体の30%と想定)(B)	県全体の公的備蓄・調達目標量(C)(=A-B)	現状確保見込量*1(D)	充足率(D/C×100)(%)
食料	食	2,883,600	865,080	2,018,520	1,583,716	78%
育児用調製粉乳	kg	427	128	299	4,190	1,401%
哺乳瓶	本	15,240	4,572	10,668	4,330	41%
毛布等	枚	320,400	96,120	224,280	236,593	105%
乳児・小児用おむつ	枚	176,861	53,058	123,803	180,605	146%
大人用おむつ	枚	38,448	11,534	26,914	96,171	357%
生理用品	枚	165,692	49,707	115,985	362,732	313%
携帯・簡易トイレ	回	4,565,700	1,369,710	3,195,990	1,226,378	38%
トイレットペーパー	巻	173,016	51,904	121,112	223,276	184%
飲料水*2	kl	15,966	4,790	11,176	(469,511)	—

* 1 現状確保見込量は、市町備蓄・流通備蓄等を含む。

* 2 飲料水は、配水池等の緊急遮断弁等の設備により災害時における大規模漏水が発生しても応急給水用に最低限確保できる水量(災害時用確保可能水量)等により469,511klを見込んでおり、この中から飲料水の備蓄として対応する。ただし、災害時用確保可能水量については、被災者のもとへ届けるためには給水車、給水袋等による供給手段を確保する必要がある。

(2) 役割分担

県と市町は、被災者に食料や飲料水、生活必需品を供給するにあたり、相互に協力する。

そのうえで、市町は基礎自治体として、現物備蓄や調達により、食料や飲

料水、生活必需品を供給する。

また、県は広域地方公共団体として、市町と連携して食料や飲料水、生活必需品を供給することとし、その方法については流通備蓄を基本とする。なお、県の流通備蓄は、輸送手段や輸送ルート確保等に時間を要するため、被災者のもとに届くのは発災後3日目になると想定する。ただし、可能な限り早期に調達できるよう努めるものとする。

加えて、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に、県は「セーフティネット」として備蓄した緊急物資を市町と連携して被災者に供給する。

なお、国からのプッシュ型支援は、発災後4日目には被災者に届けられると想定する。

このため、自助・共助による備蓄を除いた分を公的備蓄・調達として、1～2日目を市町、3日目を県が担うことを基本的な役割分担とする。

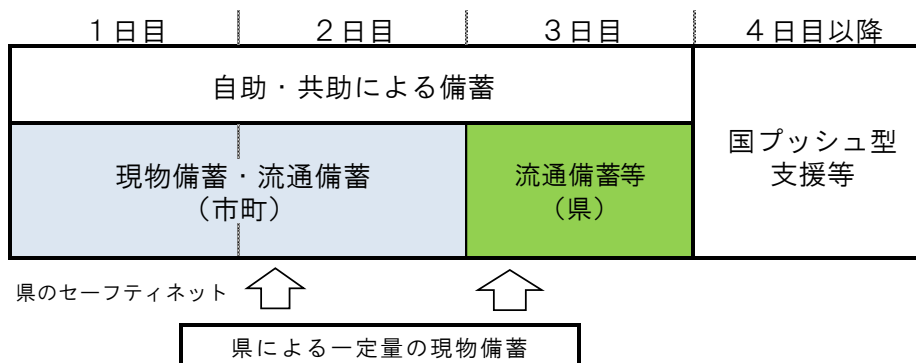
(3) 県によるセーフティネットとしての備蓄

備蓄・調達を見込んでいた被災者向けの緊急物資が、大規模災害発生時の不測の事態により供給又は確保できなくなった場合でも、県は、被災者の生活への影響を最小限に抑えるために救援を実施する必要があることから、「セーフティネット」として食料や飲料水、生活必需品を一定量備蓄する。

不測の事態としては、例えば、孤立地域の発生や物流機能の停止等が想定されるが、災害発生時に被災者へ供給する物資の不足が明らかになった場合は、県内の被害の実態に即して、県が保有するセーフティネットとしての備蓄物資の配分及び投入を臨機応変に行うこととする。

なお、セーフティネットによる備蓄の対象は、本方針で重要品目として位置付ける10品目（食料、毛布、育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、飲料水、生理用品、哺乳瓶）とする。

○県と市町の役割分担イメージ



※毛布については1日目から全量が必要であるため、基本的には市町で対応し、県の流通備蓄により補完することとする。

※飲料水については応急給水による対応を基本とする。

IV 今後の取組

1 備蓄意識向上のための取組の促進

大規模災害が発生した場合には、特に発災直後を中心として、自助・共助による取組が欠かせない。また、事業所等においては、従業員等を対象とした物資の備蓄が重要となる。

一方で、毎年度三重県が実施している「防災に関する県民意識調査」結果では、家庭における備蓄状況は、ここ数年は横ばいとなっており、住民に対して更なる普及啓発が必要な状況である。

県や市町は、特に発災初期において生命維持や生活に必要な物資（食料、毛布等、育児用調製粉乳又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品、飲料水等）について、多様な情報手段を活用した啓発を行うなど、住民の備蓄意識向上のための取組をさらに促進する。

2 情報の共有

公的備蓄・調達目標に対する充足状況を定期的に把握したうえで、今後備蓄すべき品目と量について県と市町で共有する。また、大規模災害が発生した場合に、県内市町の物資の相互応援や県からの物資供給を円滑に行うため、平時から備蓄の状況や物資拠点の状況、流通備蓄の協定締結状況などの情報共有を図る。

3 備蓄・調達の推進

県と市町は、本方針において重要品目と位置付ける10品目を中心に、発災初期において生命維持や生活に必要な物資の備蓄・調達について取組を進める。特に食料や哺乳瓶、携帯・簡易トイレについては、発災初期に不足することが想定されるため、現物による備蓄及び調達先の確保の推進に努める。

4 備蓄物資の更新

食料や飲料水等使用期限のあるものは、計画的な管理を行い、円滑な更新が実施できるよう考慮する。また、使用期限が近くなったものについては、資源の無駄を極力なくすため、防災訓練、啓発事業等で利用するほか、フードバンク等の活用を検討するなど、廃棄せずに有効活用される手段を工夫する。

5 協定の実効性確保

県や市町は、既に協定を締結している民間事業者等に対して、南海トラフ地震発生時を想定したうえで発災後3日以内に調達できるよう、定期的に調達可能な物資の品目や数量の確認を行うなど、協定の実効性の確保に努める。

さらに、被災地域外に生産工場や物流拠点を設置している民間業者等との協定締結を行うなど、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。

6 物資の受入及び供給体制の構築

東日本大震災等では、被害が甚大な市町は、物資ニーズを把握し、県へ要請することが困難であった。このため、発災初期においては、市町の要請を待たず、被災者が必要としている物資の品目・数量を想定し、県の判断により市町へ送り込む「県プッシュ型支援」の実施について検討する。

また、県と市町は、国が実施するプッシュ型支援による物資や民間事業者等から調達した物資を迅速かつ円滑に避難所へ届けるため、物流事業者等と協力して災害時の物流にかかる仕組・体制を構築する。

7 基本方針の見直し

本方針は、災害事例に基づく新たな課題の認識、国による支援の考え方や県・市町の備蓄状況の変化等があった場合、適宜見直していくこととする。

1 発災後3日間における県全体(自助・共助・公助)の必要量及び現状確保見込 (H28.10.1現在)

避難所避難者数を267,000人(南海トラフ地震・過去最大クラス)として計算。(平成25年度三重県地震被害想定結果)

物資の品目	県全体の必要量 (A)	市町の備蓄量 (a)	流通備蓄等の量 (b)	自助・共助による 備蓄量(全体 の30%と想定) (c)	(a)の県全体 の必要量に対す る充足率 (a/A×100)	(a+b)の県全 体の必要量に対 する充足率 ((a+b) / A × 100)	(a+b+c)の県 全体の必要量に 対する充足率 ((a+b+c) / A ×100)	県全体の公的 備蓄・調達目 標量(B) (=A-c)	(a+b)の県全体 の公的備蓄・調 達目標量に対す る充足率 ((a+b) / B × 100)
食料	2,883,600	1,025,256	558,460	865,080	36%	55%	85%	2,018,520	78%
乳児用調製粉乳	427	1,430	2,760	128	335%	981%	1011%	299	1401%
哺乳瓶	15,240	3,750	580	4,572	25%	28%	58%	10,668	41%
毛布等	320,400	202,913	33,680	96,120	63%	74%	104%	224,280	105%
乳児・小児用おむつ	176,861	113,454	67,151	53,058	64%	102%	132%	123,803	146%
大人用おむつ	38,448	50,271	45,900	11,534	131%	250%	280%	26,914	357%
生理用品	165,692	303,782	58,950	49,707	183%	219%	249%	115,985	313%
携帯・簡易トイレ	4,565,700	1,224,441	1,937	1,369,710	27%	27%	57%	3,195,990	38%
トイレットペーパー	173,016	22,276	201,000	51,904	13%	129%	159%	121,112	184%
飲料水 ※2	15,966 ※1	市町の災害時用確保 可能水量 376,994	三重県の災害時用確 保可能水量 91,641	4,790	—	—	—	11,176 ※1	—
現物備蓄		426	450						

※1 飲料水の必要量、公的備蓄・調達目標量は断水人口を1,174,000人(南海トラフ地震・過去最大クラス)として計算。(平成25年度三重県地震被害想定結果)
 ※2 飲料水は、配水池等の緊急遮断弁等の設備により災害時における大規模漏水が発生しても応急給水用で最低限確保できる水量(災害時用確保可能水量)等に
 より469,511kl(a+b)を足込んでおり、この中から飲料水の備蓄として対応する。ただし、災害時用確保可能水量については、被災者のもとへ届けるためには
 給水車、給水袋等による供給手段を確保する必要がある。

2 県のセーフティネット備蓄状況 (H29.12.18現在)

物資の品目	単位	セーフティ ネットとして の必要量	県のセーフティ ネット 備蓄量	充足率
食料	食	139,153	139,153	100%
育児用調製粉乳	kg	17	17	100% ※
哺乳瓶	本	608	608	100% ※
毛布等	枚	38,351	38,351	100% ※
乳児・小児用おむつ	枚	7,057	7,057	100% ※
大人用おむつ	枚	1,534	1,534	100% ※
生理用品	枚	6,611	6,611	100% ※
簡易・携帯トイレ	回	182,167	225,500	124%
トイレットペーパー	巻	7,903	7,903	100% ※
飲料水(現物備蓄)	kl	121	121	100%

※印の品目は平成30年3月末までに備蓄予定。

〇セーフティネットとしての必要量(県の考え方)

- ・対象者 38,351人(孤立想定人口)
- ・対象期間 1日
- ・流通備蓄の機能不全として、食料24,100食、飲料水6klの確保が困難と想定。
- ・その他、各品目ごとの算出式の考え方を準用。